

マイナンバーカードの有効期限内の更新について

マイナンバーカードには、カード本体と電子証明書の2種類の更新があります。

更新期限が近づいた方には、有効期限の3カ月前頃に有効期限通知書と照会書兼回答書（代理人申請に使用）が国から郵送されます。

なお、有効期限通知書が手元に届いていなくても、有効期限の3か月前の翌日から更新手続きをすることができます。

更新の手続きに必要なものをまとめて渡して
くださると申請がスムーズに進みます。
ご協力をよろしくお願いいたします。



■更新の手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・国から届いた有効期限通知書
- ・暗証番号の控え（英字含めた6桁以上のもの、数字の4桁のもの）
※暗証番号を忘れてしまわれた方は更新手続きの際に申し出てください。
暗証番号の初期化を行いますので多少お時間がかかる場合がございます。

■代理人申請の場合に必要なもの

- ・申請者本人のマイナンバーカード
- ・国から届いた有効期限通知書
- ・申請者本人が記入した照会書兼回答書
- ・代理人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）
- ・暗証番号の控え（英字含めた6桁以上のもの、数字の4桁のもの）

以上のものをお持ちになって更新の手続きにいらしてください。

マイナンバーカード本体の更新は、オンライン申請、役場または吉岡支所で更新の手続きを行うことができます。

電子証明書の更新は、役場または吉岡支所で手続きを行うことができます。

有効期限が切れてしまうと再交付に200円かかります。
有効期限が過ぎる前に更新手続きを行うようお願いします。



お問い合わせ先

町民課 戸籍年金係 ☎47-4681